

**平成29年度
自己評価報告書の概要**

平成30年5月30日

呉竹医療専門学校

目 次

教育目標と本年度の重点目標の評価.....	1
基準 1 教育理念・目的・育成人材像	2
基準 2 学校運営.....	3
基準 3 教育活動.....	4
基準 4 学修成果.....	5
基準 5 学生支援.....	6
基準 6 教育環境.....	7
基準 7 学生の募集と受入れ	8
基準 8 財務	9
基準 9 法令等の遵守.....	10
基準 10 社会貢献・地域貢献.....	11

教育目標と本年度の重点目標の評価

学校の教育理念・目標	平成30年度重点目標	達成計画・取組方法
<p>【教育理念】 医の東西を問わず豊かな知識と技術を備え、全人的医療を施すことのできる医療人を育成すること。</p> <p>【教育目標】 全人的医療を施すことができる医療人を育成するために、卒前・卒後を一貫した教育体系として捉え、教育施設並びに附設する医療施設を有機的に活用しながら、東西医療への理解を深めると同時に医療実践能力を修得する完結的教育を施していく。また、知識・技術の修得と併せて人格形成の教育にも力を注いでいくことを本校の教育目標とする。</p>	<p>教職員が一丸となって課題解決に取り組みながら、理念等の達成を目指す体制を強化するため、次の3点を本年度の重点目標として掲げる。</p> <p>(1) 国家試験対策 平成29年度における「はり師」、「きゅう師」及び「柔道整復師」の国家試験合格率はこれまでの本校の実績を大きく下回ったことから、次期国家試験に向けた対策を早急に講じる。</p> <p>(2) 学生支援体制の強化 学力不振者への対応、相談体制の見直し等により、退学に繋がりやすい状況の把握と支援策の検討を進める。加えて、毎年12月には希望者の就職率100%を達成できるように施策を展開して、3年生が安心して国家試験に望める体制を整える。</p> <p>(3) 予算明細書及び事業報告書の作成 予算明細書の素案に基づいて予算の執行管理を行うとともに、本自己点検・評価に必要な情報を整理して事業報告書の作成を目指す。</p>	<p>平成30年度の重点目標を達成するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 国家試験対策 ① 平成29年度国家試験の分析 ② 上記①に基づく、対応策の検討と計画立案 ③ Kuretake 塾のノウハウの活用 ④ 学園教育センターとの連携による教授方法の検討</p> <p>(2) 学生支援体制の強化 ① 学生相談体制の見直しによる問題の把握 ② 退学率低減に向けた取組 ③ 2年生に対する就職支援策の強化</p> <p>(3) 予算明細書及び事業報告書の作成 ① 平成30年度予算を行事別、学科別に区分する。 ② 自己点検・評価に要する資料を中心に事業報告書としてまとめる。</p>

基準 1 教育理念・目的・育成人材像

大項目総括

理念に沿った目的・育成人材像を定めており、学校案内やホームページで公開している。教育目標を定め、鍼灸マッサージ科Ⅰ部、鍼灸科Ⅰ部・Ⅱ部、柔道整復科Ⅰ部・Ⅱ部の5学科を設置している。

関連業界が求める知識・技術等については、育成人材像や教育方針において示しており、教育課程や授業計画等の策定において、教育課程編成委員会等を通じて、関連業界等からの協力を得ている。

理念等の達成に向け、Ⅰ部に全日制を設置し、卒後の進路を見据えて様々な経験を積むことのできるカリキュラムを編成するとともに、働きながら国家資格の取得を目指せるⅡ部（夜間部）を鍼灸科と柔道整復科に設置していることを特色としている。

教職員等への理念等の浸透度については、自己評価委員会の取組として実施した理念等の見直し等を図る過程で、これに関わった全教職員に浸透を図ることができたと考えている。学生については2月に3年生に対してアンケート調査を行った。

関連業界等との協力による教材開発については柔道整復科においては、本学園、森ノ宮医療学園及びフラディス社と契約を締結し、整復モデル教材及び教育技法の協同開発を開始した。

基準 2 学校運営

大項目総括

運営方針、事業計画等は、設置法人の理事会において決定し、それを実現するため、教育目標に従った計画を定め、理事会で承認を得て教育活動を展開している。運営方針については、事業計画書に掲載するとともに、4月1日に非常勤講師連絡会を開催して教職員に周知を図った。事業計画書に予算を明示しておらず、各科の主な事業計画において一部掲載するに留まっている。平成28年度より会計仕訳を実施してきたことを活かして、事業内容毎に予算を示せるように平成30年度に予算明細書の雛形作成を行う。

設置法人は理事会・評議員会を寄附行為に基づいて定期的に開催し、議事録を作成している。学校運営に必要な組織や役割については、組織規程に基づいて設置している。各部署の役割分担は、規程に定められているものの、これに則した役割分担が行われず、従前のままとなっているため、平成30年度よりこれを改めると共に、実務との齟齬については、規程の見直しを行うことによって解消する。

人事・給与、採用・昇任に関する規程の見直しについては、継続課題としている。人事考課については、平成31年度の本格導入に向けた規程の整備及び管理職への研修を実施した。

意思決定システムについては、文書決裁規程等によって、決裁権者や書式が定められており、平成28年度より運用を開始している。学校の業務で使用する書式は、平成30年4月1日に学則が改定されたことから、細則を新たに設けて運用を開始するとともに、課題の洗い出しをしながら改定する。

開校当初より学籍管理システムを導入し、学籍、出席、成績管理等を行っている。しかし、出欠席の確認や成績評価においては、データの編集などに応用できる機能となっていないため、データを重複管理している部分もあり、担当者の負担となっている。教職員に対しては、引き続きシステム利用の制限や限界について理解を求めると共に、平成30年度には登録するデータが正確に入力されているのか二重確認する体制を整える。

その他、業務系のインターネットにファイヤーウォールを設置して、外部からの不正なアクセスを防止、監視できる体制を整えた。

基準 3 教育活動

大項目総括

教育課程の編成方針、実施方針及び職業教育に関する方針については、科別に明文化して、ホームページ上で公開している。学科毎の教育到達レベルは、教員と学生の認識が一致するように、各学年度履修する教科毎に学生ハンドブックに掲載して、周知を徹底している。教育到達レベルは、理念等を達成するために編成された各学科において実施する試験により適宜確認している。学力を補完するために行う計画的な補習については、実施決定書類を作成して校長の決裁を受けることとした。

教育目的・目標に沿った教育課程を編成し、職業実践教育の視点で企業等との協力を得ながら教材を提供している。教育課程の編成については、教育課程編成規程及び教育課程編成委員会実施要綱を設置して、平成 29 年度には、教育課程編成委員会を鍼灸科・鍼灸マッサージ科及び柔道整復科の 2 部門に分けて、それぞれ 2 回実施した。キャリア教育の一環として、インターンシップ等を実施しているが、意義の成文化や効果の聴取など課題としている。授業評価は、規程等の設置を行うことによって教職員及び学生への周知を図ることを課題としている。授業参観については、個別面談により結果を返して、教授方法の改善に役立てる取組を行っている。ただし、授業評価や授業参観の実施方法については、評価項目など本校の業種に適した標準的なものがないため、質問項目の精査が必要となっている。法人に設置された教育センターと連携して姉妹校との比較や評価方法の改定を進める。

成績評価については、学則及び教務規定に定め成績会議により客観性を確保するとともに、学生ハンドブックやホームページに掲載して周知を図っている。在学中に学生が参加した学会や研究発表会については、参加を積極的に促すとともに交通費等の支援も行っており、受賞状況も把握し、卒業時には表彰している。

資格取得の指導体制については、授業のなかでこまめに履修内容の復習を行うとともに、選択授業などを 2 年次から設置するなどして、国家試験合格に向けた支援を行っている。出席や成績不良者に対しては、学則、教務規定及び学内規程に定められた追試験、再試験及び補講等によって、定期試験の都度支援を行っている。資格取得の意義や特別講座の開設については、事業計画に掲載しているが、実施の日時については、講師の都合で年度内の早期の調整が難しく、学生ハンドブック等による学生等への周知を図るまでに至っていないことを課題としている。平成 29 年度の国家試験において、「はり師」、「きゅう師」及び「柔道整復師」の合格率が本校の実績を大きく下回ったことから、原因の分析と対策を早急に行うこととした。

資格・要件を備えた教員を確保する体制を整えており、学校協会等の教員研修会や学会へ教員を参加させるなど資質向上への取組を行っている。教員の業務分担については、規程に基づいて行うこととしているが、実態とそぐわないものについては規程の改定も含めて見直しを行う。複数担当制や教員間の連絡会を実施して、各科で担当教員間や教育方法の改善を実施している。

基準 4 学修成果

大項目総括

就職率については4月1日時点の希望者の就職率100%を目指し、学生の内定状況を10月から2か月おきに調査し、就職状況を把握している。就職セミナーについては、「労働講座」を10月に実施した。就職相談会は9月に実施した他、小規模の相談会を6月以降月1～2回実施した。平成29年度も目標を達成できなかったことから、平成30年度は、学生の希望や個別の活動状況の把握、2年生に対する就職支援を充実させることとした。

国家試験合格率100%を運営方針に掲げており、選択授業や特別講座等授業を補完する体制を整えている。合格率の比較水準については、対照群を見直すこととした。文章読解能力が求められる試験問題が増えるなどの変化に対応できない学生が増えてきていることから、基礎科目の内容を見直して読解力の底上げを図っている。平成29年度国家試験において、出題傾向の変化に対応できなかった学生が多かったことを受けて、国家試験対策や指導方法について早急な見直しを行う。

卒業生の就職先等の訪問は、平成28年度よりも拡大したものの、一部に留まったため、平成30年度予算化して実施体制を整えた。卒業生の受賞状況や研究業績等については、同窓会において卒業生への表彰制度の設置が検討されることから、これに合わせて学校を通じた周知活動を行うことで、状況の把握をしやすい環境を創出する。

基準5 学生支援

大項目総括

就職等進路支援のため、事務局に担当者を3名配置し、担任教員と連携して調査及び追跡調査を行い、各科の担当教員と結果を共有している。担当者にはキャリアカウンセリング等の専門的な技能を取得させることを検討する。学生の自主性を尊重しつつ就職活動の早期開始を促せるように、計画を確実に実施する。また、平成30年度には個別の就職相談内容をカルテ化し担当教員との連携を強化する取り組みを行い、各科の担当者と情報共有を進めて、適宜、状況の確認や対応策を検討することによって、毎年12月には目標を達成できる体制を整える。

退学率の低減については、クラス担任や教科担当者が連携して状況の把握に努めたが、気付いた時には手遅れとなっている学生も見られるため、平成30年度より事務局に学生支援室を設置して学生の相談を受け、カルテ化し担任と共有することで連携の強化を図ることとした。心理面の相談に関しては、専任のカウンセラーの導入を予算化した。成績不良者については、補習や個別指導が必要な学生の保護者との連携強化について検討する。留学生は在籍していないことから支援体制については整備されていない。

経済的支援については、特待生制度及び家計急変時等に対応する支援制度を設置している。特待生については、多角的な評価を行えるように、研究活動や社会活動等の評価基準を加えた。本校は診療所を併設しており、診療時間帯は診療所の医師から専門の医療機関への紹介等を行いやすい環境を整えている。健康診断により所見のあった学生には書面で通知している。学生寮については提携業者から定期的に学生の様子について報告を受けている。課外活動については、同好会活動に対して規程に基づき申請を受け付けて補助金を支給して活動を支援し活動報告書の提出を受けている。

保護者との連携は、1・3年次の夏季休暇期間中に保護者会を実施して、学習支援の協力、成績や出席不良の学生の保証人に注意警告文書、就学状況についてお知らせ等の周知を図っている。保証人が当該学生の学習状況について関心の高くない場合があるため、平成30年度入学者より、緊急時の連絡先として保護者等の連絡先を把握した。

卒業生の支援体制については、同窓会事務局を学校におくとともに、就業支援や図書室での閲覧は在校生と同様に取り扱っている。しかし、利用記録を行っていないため、受付記録を取得して状況把握を行うことを検討する。産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施については、鍼灸関係の職能団体・学会・教育機関等が協働設立した任意団体に教員を派遣して実施している。

基準 6 教育環境

大項目総括

施設・設備・機器類等は設置基準及び関係法令に適合しており、委託業者による法定点検を行っている。図書室において、仮眠する、大きな声で話すなど、風紀の乱れがあったので、平成 30 年度の学生ハンドブックにより注意を促した。図書については、鍼灸科において学生の要望を取り入れた。各教室の清掃については教職員が日常点検を行い、必要に応じて学生への指導や清掃委託することとした。卒業生には図書室の利用を認めているが利用状況については把握していないため、管理方法等について検討を行う。平成 29 年度に発覚した施設や備品の修繕等については、平成 30 年度に予算化し対応することとした。

インターンシップ等の学外研修は法定の課程では認められていないため、教育課程には定めていない。しかし、今般、法令の改正があり、学外での臨床実習が認められるようになったことから、平成 32 年度までにはインターンシップを、外部臨床実習に切り替える予定で具体的な検討を進めている。本校では、スポーツ大会、呉竹医学会及び学園祭等の行事をキャリア教育の一環として位置付けており、各クラスから選出された実行委員を中心に行事に参画させている。行事等については、同窓会会報誌を作成し、これを配付・公開することによって、周知を図っている。

本校は平成 18 年度耐震基準に適合している。消防設備等の保守点検については、法令に基づいて実施している。使用年限が到来する物品や消耗品等について平成 30 年度に予算化し対応する。平成 29 年 6 月の訓練の周知が一部の学科で行われていなかったため、当該科の学生を参加させられなかったことから、平成 30 年度には試験等のない 4 月に実施するとともに、事前の周知を徹底した。安全管理体制については、学校安全計画を策定するとともに、乱入者や安全管理設備等の異常通報システムを警備会社と契約して設置している。本校は、週 6 日、夜間まで開校しているため、教職員のシフトが学期や曜日によって異なることから、危機管理マニュアルの見直しや事故対応マニュアルの設置等を行うこととした。

基準 7 学生の募集と受入れ

大項目総括

高等学校等における進路説明会や学校見学の受入を延べ 115 件実施した。高等学校の教職員の見学希望があれば随時受け入れているが、昨年度の実績はなく、教職員のみを対象にした入学説明会は実施していない。高等学校教員や保護者向けの冊子の作成については、平成 30 年度にホームページに保護者等向けのサイトを設けたうえで検討することとした。

学生募集を適切、かつ、効果的に行うため、(一社)埼玉県専修学校各種学校教育振興会の通知に則って入試時期を決定するとともに、埼玉県の通知に基づいて入試選考を行っている。学生募集を効果的に行うため、コンサルタントの指導を受けて接客能力等の向上を図っている。

入学選考及び選考基準に関しては規程に基づいて実施した。入試結果については、入試判定委員会を開催して、適性検査、小論文、面接等の評価結果を確認しながら、公平な成績判定を行っている。入学者の読解力や文書表現力の不足に対応するため、平成 29 年度の A O 試験課題に読書感想文を加えるとともに、入学前授業を 2 回から 5 回に増やして充実させた。入学予定者等の予測については、一部の学科のみで実施したが、全学科について行うこととした。

学納金については平成 30 年度より更新して近県の同業種の水準を適宜把握することとした。入学辞退の申出は、3 月の最終営業日の 15 時までに書面にて所定の手続を行えば、入学金を除く学費等を返戻する旨を募集要項に明記している。

基準 8 財務

大項目総括

学校及び法人運営に係る主要な財務数値に関する財務分析を行って把握している。収支状況については、毎期の決算により把握している。学納金比率の高い財務体質のため、今後も安定的な入学生数を確保するとともに、退学率低減を目指す。

平成 30 年度予算より、過去 3 年の執行状況を参考に、執行計画書を作成し、平成 31 年度からは事前に作成できるように準備する。中期計画の各年度の事業内容についても、具体化を進めて平成 31 年度以降は予算を計上できるように体制を整える。監査は法令に基づいて每期実施し、理事会において監査報告を行っている。

財務公開については、情報公開規程を整備してホームページに掲載している。

事業報告書は学校単位で作成していないため、前年度より引き続き平成 30 年度の継続課題とした。

基準 9 法令等の遵守

大項目総括

関連法令や設置基準に基づいて、学校運営に必要な組織規程や学則等を整備している。教員への周知に対しては、規程集を科長に配付し、科内でいつでも閲覧できるようにしてきたが、十分な周知を行えなかったことを課題として、あらためて教務会において検討を行うこととした。セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を就業規則に明記している他、平成 30 年 4 月にはハラスメント防止規程を設置し、本校には男女計 2 名の相談員を配置した。学生へは、事務局において相談を受ける旨をハンドブックに記載して周知を図っている。ハラスメント防止に関しては、実態を踏まえながら運用ルールを決めることとした。コンプライアンスに関する取扱も同様に行う。

個人情報保護方針に基づいて規程を整備している。資料請求者等の個人データについては、情報漏洩対策等の管理体制が整った委託業者のインターネットサービスを利用して管理している。また、インターネットにファイヤーウォールを設置して、外部からの不正アクセスを防ぐための機器を設置するとともに、毎月委託業者から状況報告を受けている。大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関しては専門知識を持つ職員が不足しており、検討が進んでいないため継続課題とした。鍼灸科では平成 30 年度より外部で行う臨床実習に備えて学生に対する啓発や教育の内容を策定する。

自己評価については、自己評価委員会を月 1 回程度実施して、課題を共有し解決に向けた検討を行った。しかし、課題が多岐に渡るため整理できなかったことを反省し、平成 30 年度には重点項目や各科の重要課題に絞って検討を進めることとする。鍼灸科においては、全員で自己点検・評価を実施していなかったため、次年度からは改善を図る。学校関係者評価委員会の構成員には、(公社) 埼玉県鍼灸師会、(公社) 埼玉県鍼灸マッサージ師会、(公社) 埼玉県柔道整復師会の役員等の他、高等学校教諭、同窓会会長及び在校生保護者を選任して、2 回実施した。学校評価結果は報告書に取りまとめ、ホームページに掲載している。

教育情報に関する情報公開は、文部科学省の「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に沿って、ホームページや学校案内で公開して、周知を図っている。保護者会での情報公開の在り方や内容の検討を行うとともに、学外の臨床実習先への情報公開内容について検討することとした。

基準 10 社会貢献・地域貢献

大項目総括

学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献については、関係する団体等に施設を貸し出すなどしている。柔道整復科においては、企業等との教育技法の開発・協同研究を開始することから、実態を踏まえながら規程を定めることとする。環境問題や社会問題に対する意識の醸成については、掲示・回覧による周知や学校前公道の清掃ボランティア及び自治体等の主催する地域交流に参加するなどして、意識の醸成を図る。ボランティアの実施報告や活動実績については、実施内容の資料や参加学生の一覧表などを作成して、活動実績を把握した。国際交流については、上海中医薬大学における夏季短期留学を実施しているが、方針や規程は整備していない。国内では得難い経験を行える研修のため、法人事務局と連携して実施方針を定めたい。また、本年度、上海中医薬大学との人事交流 30 周年を迎えるにあたり、受け入れについて検討している。

学生が参加したボランティア活動の奨励・支援については、業団の依頼を受けて 4 件実施した。学生が参加したボランティア活動については、課外活動として特待生の評価に加えることのできるように、選考基準に加える改定を行った。